

大和高田市立病院

物品管理業務 委託事業者 公募型プロポーザル 実施要領

附属書類

〔別紙1〕 大和高田市立病院物品管理業務仕様書

〔別紙2〕 企画提案書作成要領

〔別紙3〕 診療材料購入実績表

(様式第1号) 質問書

(様式第2号) 参加申込書

(様式第3号) 直近3事業年度の決算状況

(様式第4号) 同種業務の受託実績の状況

(様式第5号) 暴力団排除に関する誓約書

(様式第6号) 企画提案書表紙

(様式第7号) 辞退届

令和2年6月

大和高田市立病院

物品管理業務 委託事業者 選定委員会

大和高田市立病院 物品管理業務委託事業者 公募型プロポーザル 実施要領

本実施要領は、大和高田市立病院物品管理業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

病院内に流通する診療材料・事務用品・日用消耗品・印刷物等、MEセンター所管の医療機器（以下「医療機器」という。）等を包括的に管理し、医療従事者の院内搬送等の物流に関わる業務軽減及び効率化を図る。診療材料に関しては、院外倉庫にて一括調達を行う。また、実績データに基づいた適正定数・経済的な購入方法の検討・保険請求漏れの防止を目的とし、医療効率的な運用を行うことで経営的合理性を追求し、患者サービスをより一層充実向上させるため、当該業務の委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院物品管理業務
- (2) 業務内容 別紙1 大和高田市立病院物品管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年11月28日（前月分支払予定日）まで
※ 契約締結日から令和2年10月31日までの期間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用負担については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで（36か月間）
- (5) 履行場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院
- (6) 委託経費の提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）
83,570,400円（36か月分）
※ 初年度（令和2年11月1日から令和3年3月31日まで）11,607,000円（5か月）

3 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法

病院長をはじめ当院職員で構成する委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）によるヒアリング審査において評価項目ごとに得点化を行い、総合評価により優先交渉権者を選定する。その後、優先交渉権者と仕様書及び企画提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約締結予定者を決定する。

- (3) 審査方法

事業者を対象に委員会においてヒアリング及び質問を行い、下記「(6) 評価基準」にて評価・採点し、合計点を100点満点として採点することにより審査する。尚、審査の結果、最高点を獲得した者が複数いる場合は、次の方法で決定する。

ア 企画提案見積金額が最も低い者

イ アの該当者が複数の場合は、くじ引きを行う。

（この場合、くじ引きを辞退することはできない。）

- (4) 審査結果については、当院ホームページ（以下「当院HP」という。）で公表する。
- (5) 提案者が一者の場合は、ヒアリングを実施し委員会から概ね7割以上の評価点を受ければそ

の者と随意契約に向けて協議を行うことができるものとする。

(6) 評価基準

	評価項目		評価内容	評価基準
1	企業体制 評価 10点	(1)	業務従事者への会社としてのバックアップ体制等	業務従事者に対するバックアップ体制、社内における情報共有の体制を評価
		(2)	受託実績	300床以上の病院における同種業務の受託実績を評価
2	要員体制 評価 20点	(1)	管理責任者の実績及び資格等	当該分野における知識や経験及び管理者としての能力・資質を備えているかを評価
		(2)	要員の実績及び資格等	人員配置及び配置予定要員の構成や、その者に条件として付す予定の業務経験年数、職務実績、資格等を評価
3	見積金額 20点	(1)	見積金額	見積金額を評価
4	提案・ヒアリングに対する評価 50点	(1)	業務運営の評価	物品の安定供給や在庫管理、委託業務開始までの準備移行スケジュール等、業務運営に関する各課題への提案を評価
		(2)	経営改善の評価	コスト削減・削減方法、保険請求の精度向上等、経営改善に関する各課題への提案を評価
		(3)	自由提案	仕様書記載外の提案により、運営の効率化や経費削減が有効な提案を評価

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし同法に基づく、更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を

行っていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (8) 本市が示す「別紙1 仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (9) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県内に本社又は支店等の営業拠点を有すること。
- (10) 当院から車で90分圏内に院外倉庫（物流拠点）を有すること。
- (11) 平成22年4月1日から令和2年3月31日までの過去10年間に於いて、一般病床数が300床以上の医療機関において診療材料の一括型調達管理業務の受託実績があること。また、事務用品・日用消耗品・印刷物・医療機器等の管理実績があること。なお、受託実績は業務期間を1年間以上とし業務完了したものに限る。

5 実施スケジュール予定

内容	日程
①公告日	令和2年6月3日(水)
②実施要領等（HP掲載期間）	令和2年6月3日(水)～令和2年6月30日(火)
③質問受付期間	令和2年6月3日(水)～令和2年6月17日(水)
④質問への回答期限	令和2年6月23日(火)
⑤参加申込書及び企画提案書受付期間	令和2年6月29日(月)～令和2年6月30日(火)
⑥審査指定時間通知日	令和2年7月8日(水)
⑦審査（ヒアリング）日	令和2年7月14日(火)
⑧優先交渉権者の決定通知日	令和2年7月16日(木)
⑨契約締結日	令和2年7月下旬を予定
⑩業務開始準備期間	契約締結日～令和2年10月31日(土)
⑪物品管理業務開始日	令和2年11月1日(日)

※ 日程については変更となる場合があります。日程変更があった場合は、その都度当院HPへ掲載し、既に参加表明をされている事業者へは直接日程変更の連絡をします。

6 施設見学について

新型コロナウイルス感染対策により、施設見学は実施致しません。ご質問にて対応致します。

7 参加表明・企画提案に関する問い合わせ

参加申込・企画提案に関して質問がある場合は、次のとおり問い合わせること。

- (1) 受付期間 令和2年6月3日(水)～令和2年6月17日(水)
※ 但し、土・日・祝日は除く。
- (2) 提出方法 質問書（様式第1号）を電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を

電話確認すること。

- (3) 受付時間（電話確認） 9時～17時 ※ 但し、12時～13時は除く。
- (4) 送信先 「16 提出先・問い合わせ先」まで
- (5) 回答方法 回答については、令和2年6月23日（火）17時まで、随時に質問及び回答内容を当院HPにて公開する。但し、質問者名は公表しない。
※ 上記以外の方法での質問は受け付けません。

8 プロポーザルへの参加表明及び企画提案に関する事項

(1) 応募事業者の募集

- ① 当院HP及び大和高田市HPにて本プロポーザルに関する情報を公表して応募事業者を募集する。
- ② この実施要領及び応募に必要な書類等は、当院HPのトップページ「新着情報」からダウンロードすることができる。
- ③ 掲載期間は、令和2年6月3日（水）から令和2年6月30日（火）まで

(2) 参加表明に関する提出書類【1部】

- ① 参加申込書（様式第2号）
 - ② 履歴事項全部証明書《原本》
 - ・法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの。）
 - ③ 印鑑登録証明書《原本》（発行後3か月を超えないもの）
 - ・参加申込書に押印する印鑑の証明書（法務局が証明する代表者の印鑑（実印））
 - ④ [国税]法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書《原本》
（未納がないことの証明）「その3の3」
 - ・申告している税務署が発行するもの（発行後3か月を超えないもの。）※ 詳細は、国税庁HPを参照のこと。
 - ⑤ [地方税]法人市民税の納税証明書《原本》
 - ・この業務を所管する本社、支社又は事業所が所在する市町村が発行する完納証明書又は法人市民税の納税証明書（発行後3か月を超えないもの。）
 - ⑥ 直近3事業年度の決算状況（様式第3号）
 - ・直近3事業年度分の決算書の写しを添付すること。
 - ・様式に引用した、決算書の数値の箇所をマーカーで明示すること。
 - ⑦ 同種業務の委託実績の状況（様式第4号）
 - ・実績を未記入の参加者は、参加資格がないものと判断するので必ず記載すること。
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）（両面印刷のこと。）
 - ・参加申込書（様式第2号）と同じ印鑑を押印のこと。
 - ⑨ 本社、支社、事業所、物流拠点等の所在地が分かる会社概要、パンフレット
- ※ 提出時の留意事項
- ・参加申込書（様式第2号）を鑑とし、以上①から順にA4縦ファイルに綴じること。但し、会社概要等A4サイズ以外の印刷物はこの限りでない。

(3) 企画提案に関する提出書類【正本1部、副本12部】

- ① 企画提案書表紙（様式第6号）

② 企画提案書（任意様式）（別に電子媒体（USBメモリ等）1部）

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

④ その他

- ・「別紙2 企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成すること。
- ・正本のみに参加申込書（様式第2号）と同様の印鑑を押印すること。
- ・作成された企画提案書等の成果物の著作権は当院に帰属するものとする。
- ・提出書類受付後の修正、変更等は一切認めない。なお、企画提案書の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とし提案者を失格とする。

(4) 参加申込書及び企画提案書の受付

① 受付期間 令和2年6月29日(月)～令和2年6月30日(火)

※ 但し、土・日・祝日は除く。

② 受付時間 9時～17時 ※ 但し、12時～13時は除く。

③ 提出方法

「8 (2) 参加表明に関する提出書類 (3) 企画提案に関する提出書類」で定める提出書類を全て揃えて持参により提出すること。

④ 提出場所 「16 提出先・問い合わせ先」まで

9 参加の辞退

当該業務における参加申込書（様式第2号）及び企画提案書の提出後、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和2年7月7日(火)まで

※ 但し、土・日・祝日は除く。

(2) 受付時間 9時～17時 ※ 但し、12時～13時は除く。

(3) 提出方法 辞退届（様式第7号）を持参により提出すること

(4) 提出場所 「16 提出先・問い合わせ先」まで

10 審査（ヒアリング）について

企画提案に関する審査（ヒアリング）を次のとおり実施するものとする。

(1) 日時 令和2年7月14日(火)の当院が指定する時間

※ 開始時間は、令和2年7月8日(水)に参加申込書（様式第2号）に記載された連絡先へ電子メール又は電話にて通知する。

(2) 場所 大和高田市立病院 放射線治療棟 3階大会議室

(3) 方法 プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分程度）とする。

※ プレゼンテーションは、企画提案書に沿って実施すること

(4) その他

① 当日の出席者は3名以内とする。

② 他の提案者のヒアリングは傍聴できない。

③ 指定日時の遅刻や欠席については、失格扱いとする。

④ ヒアリング実施に際して必要な物は提案者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクタ

ーについては当院にて準備を行う。

⑤ プロジェクター使用予定者は、接続の不具合に備え、スライド内容を保存したU S B媒体等を用意しておくこと。

⑥ ヒアリング当日は、事前に提出している企画提案書の差替えは認めない。但し、競争を不当に妨げるとは認められない範囲内で、会社パンフレット等を配布することができる。

(5) 審査（ヒアリング）の結果通知

①通知日時 令和2年7月16日（木）

②通知方法 参加申込書（様式第2号）に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。

11 契約の締結

(1) 優先交渉権者と提案内容を踏まえた仕様書を作成し契約を締結するが、契約締結の協議段階で合意に至らなかった場合や、優先交渉権者が契約締結までの間において、「**4 参加資格**」を満たさなくなった場合は、次点提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約締結日までに、1年度（12か月）の支払予定額（税込）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第30条第3項に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約締結日 令和2年7月下旬を予定

(4) 業務履行開始日 令和2年11月1日（日）

12 プロポーザルに参加することができない者

(1) プロポーザルにかかる所定の書類を指定日時までに提出しなかった者

(2) ヒアリング実施における指定日時に出席をしなかった者

(3) その他、プロポーザルに参加することが適正でないと決定された者

13 業務引継ぎ

業務の引継ぎは、決定業者と前契約業者との間で行うものとし、業務に支障が生じないよう万全を期すこと。なお、引継ぎに要する費用はすべて決定業者の負担とする。

14 その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

(3) 提出書類の作成、ヒアリングの実施等に要する費用は提案者の負担とする。

(4) 提出を受けた書類等の返却は行わない。

(5) 提出された書類に係る内容は、委託事業候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、大和高田市情報公開条例（平成11年12月11日条例第25号）第9条に基づく開示請求があったときは、当該条例の規定に基づき、開示請求者に開示する。

(6) 本プロポーザル実施にあたり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供してはならない。

- (7) 提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) 契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- (9) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の委託事業候補者決定の公表までの間において、本件に関して、委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

15 提出先・問い合わせ先

〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院 事務局管理課

TEL : 0745-53-2901 FAX : 0745-23-9282

メールアドレス : kanri@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

◇当院HP (<http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)

◇大和高田市HP (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>)